

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
附属学校を置く各国立大学法人の長
附属学校を置く各公立大学法人の長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項
の認定を受けた各地方公共団体の長

殿

北朝鮮当局による日本人拉致問題に関する若年者向けの取組促進等について（依頼）

北朝鮮当局による日本人拉致問題は、拉致被害者やその御家族が御高齢となる中で、人命そのものがかった人道問題であるとともに、我が国に対する主権の侵害であり、政府は最重要課題と位置付け全力で取り組んでいます。

同時に、この問題の解決のためには、日本国民が心を一つにして、全ての拉致被害者の一日も早い帰国実現への強い意思を示すことが力強い後押しとなります。特に、これまで拉致問題に触れる機会の少なかった若い世代の理解・関心を高めることが重要な課題となっています。

このため、政府拉致問題対策本部では、学校教育における人権教育の実践の場面で拉致問題を扱う際に参考となる映像コンテンツ等を制作しており、アニメ「めぐみ」以外にも、新たに、児童生徒等の年齢や理解度に応じた各種素材を用意するなどしています。

つきましては、これまでも同本部及び文部科学省から文書により依頼しておりますが、皆様方におかれては、一刻の猶予もないこの拉致問題の重大さを改めて御認識の上、各学校において、これらの映像コンテンツ等を活用した拉致問題に関する授業が実施され、拉致問題に関する作文コンクールへの参加が得られること等により、一人でも多くの児童生徒等に拉致問題について関心を持ってもらえますよう、なお一層の取組促進への御協力をお願いします。また、本通知の管下各教育委員会及び学校等への着実な周知をお願いします。

令和 8 年 2 月 2 5 日

国務大臣（拉致問題担当大臣）

文 部 科 学 大 臣

木原 稔
松本洋平